

# 平成 27 年度第 1 回山武市総合教育会議

日時 平成 27 年 7 月 1 日 (水)

午前 10 時～

場所 市役所 新館 第 5 会議室

## 1 開 会

## 2 市長あいさつ

## 3 教育委員長あいさつ

## 4 議 事

### (1) 総合教育会議について

①山武市総合教育会議の運営について【資料 1】

②会議の運営に関し必要な事項を定めることについて

○山武市総合教育会議設置要綱 (案)【資料 2】

### (2) 協議・調整事項

①山武市教育大綱の策定について【資料 3】

②市立小中学校の規模適正化・適正配置について【資料 4】

③その他

## 5 その他

## 6 閉 会



## 目次

※次第1～3（略）

### 4 議 事

(1) 総合教育会議について	1
①山武市総合教育会議の運営について【資料1】	1
i) 会議の位置付けと構成員	1
ii) 協議・調整事項	1
iii) 協議・調整の結果の尊重義務	3
iv) 会議の公開と議事録の作成及び公表	3
v) その他	3
vi) 会議の進め方・年間スケジュール	4
②会議の運営に関し必要な事項を定めることについて	5
○山武市総合教育会議設置要綱（案）について【資料2】	5
(2) 協議・調整事項	8
①山武市教育大綱の策定について【資料3】	
i) 大綱策定の法的根拠等	8
ii) 策定方針（案）	9
iii) 策定スケジュール（案）	9
iv) 山武市教育振興基本計画（抜粋）〈山武市教育の目指す姿〉	10
v) 教育大綱の骨子（案）	14
vi) 教育大綱（参考）	15
②市立小中学校の規模適正化・適正配置について【資料4】	
○市立小中学校の規模適正化・適正配置について	19
【参考】山武市立小学校別、児童数・学級数の推移	20
山武市立中学校別、生徒数・学級数の推移	21
山武市立小中学校の規模適正化・適正配置に関するスケジュール（案）	22
③その他	23

(産別会誌)

【資料1】

【岡本具】

4 議 事

(1) 総合教育会議について

改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律（H27. 4. 1 施行）の規定に基づき、山武市総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

※1 (i)～(v)の【留意事項】、【具体例】は、文科省(26文科初第409号7月17日)の通知から抜粋したものです。

※2 法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (H27. 4. 1 施行)

【岡本具】

①山武市総合教育会議に運営について

- i) 会議の位置づけと構成員
  - 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとした。(法第1条の4第1項)

- 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとした。(法第1条の4第2項)
- ※山武市の場合⇒市長と教育委員（6名）の7名で構成

- 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとした。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができることとした。

(法第1条の4第3項及び第4項)

【留意事項】

ア) 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法(昭和22年法律第67号)上の附属機関には当たらないものであること。

イ) 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなること。

ウ) 総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能である。

- 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する協議(会議資料:P8)

(法第1条の4第1項)

- 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議

(法第1条の4第1項第1号)

【具体例】

法第1条の4第1項に該当する事項として想定される事項

- ア) 学校等の施設整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- イ) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

●児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(法第1条の4第1項第2号)

【具体例】

法第1条の4第1項第2号に該当する事項として想定される事項

- ア) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
  - ・ いじめ問題により、児童、生徒等の自殺が発生した場合
  - ・ 通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- イ) 児童、生徒等の生命又は身体に保護に類するような緊急事態
  - ・ 災害の発生により、生命又は身体に被害は発生していないが、校舎の倒壊などの災害が生じており、防災担当部局と連携する場合
  - ・ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
  - ・ 犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合
  - ・ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

【留意事項】

- ア) 「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算編成・執行や条例提案等、地方公共団体の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しないもの場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの意味するものであること。
- イ) 総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないこと。
- ウ) 総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については協議題とするべきではないこと。
- エ) 総合教育会議において、協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できる趣旨ではないこと。

iii) 協議・調整の結果の尊重義務

【留意事項】

●総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないこととした。(法第1条の4第8項)

【留意事項】

ア) 総合教育会議において調整が行われた場合とは、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならないこと。なお、調整のついていない事項の執行については、法第21条(現行法第23条)及び法第22条(現行法第24条)に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断するものであること。

iv) 会議の公開と議事録の作成及び公表

●総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開することとした。(法第1条の4第6項)

●地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととした。(法第1条の4第7項)

【留意事項】

ア) 総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開するものであること。非公開とする場合は、例えばいじめ等の個別事案における関係者の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されるものであること。

イ) 今回の改正において総合教育会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。

v) その他

●総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができることとした。(法第1条の4第5項)

●総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとした。(法第1条の4第9項)

**【留意事項】**

- ア) 法第1条の4第5項において、意見を聴くことができる関係者又は学識経験者とは、大学教員や、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、PTA関係者、地元の企業関係者等が想定されるものであること。
- イ) 総合教育会議の運営に関し必要な事項は、法第1条の4第9項により、総合教育会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定されるものであること。具体的には、地方公共団体の長による招集手続、協議題の提示及び決定方法、総合教育会議の事務局を担当する部署、議事録の作成及び公表に係る実施方法、非公開とする議題についての指針等が想定されるものであること。

vi) 会議の進め方・年間スケジュール

●事務局は教育部教育総務課に置く。 **※市長の権限に属する事務の補助執行**

- ・法第1条の3の規定による大綱に係る事務に関すること。
- ・法第1条の4の規定による総合教育会議に関すること。

●定期的な会議は年2回程度とする。

**【年間スケジュール】**

開催時期	協議題の例	【取組留意】
5月頃	教育振興基本計画（毎年度末改訂）を踏まえて協議	
9月頃	教育に関する重要施策の方向性の検討（新年度予算等）	
臨時	児童生徒の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策	

**※平成27年度は、大綱策定や小中学校の統廃合の議題もあるため、年3～4回程度を予定。**

【資料2】

②会議の運営に関し必要な事項を定めることについて  
○山武市総合教育会議設置要綱（案）について

山武市総合教育会議設置要綱（案）  
山武市総合教育会議設置要綱（案）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。

以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により、市長及び教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと連携して効果的な教育行政を推進していくため、山武市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等（以下「協議等」という。）を行う。

(1) 山武市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議

(2) 山武市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員等）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

2 会議は、副市長及び関係する職員を同席させることができる。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整結果を尊重しなければならない。

（意見の聴取）

第5条 会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、

又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議録を作成し、これを公表するものとする。

2 会議録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、山武市公式ホームページに掲示すること

第8条 会議の傍聴については、山武市教育委員会会議傍聴規則（平成18年山武市教育委

員会規則第3号）の例による。  
(事務局)

第9条 会議の事務局は、教育委員会事務局教育部教育総務課とする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。

（附則）

山武市総合教育会議設置要綱第9条関係（様式）

山武市総合教育会議設置要綱第9条関係（様式）

山武市総合教育会議設置要綱第9条関係（様式）

傍聴人受付名簿

年月日開催

第 回総合教育会議

受付番号	住所	氏名	備考

山武市総合教育会議傍聴券

【山武市の山武市総合教育会議】

第 号  
年 月 日

山武市総合教育会議傍聴券

※お帰りの際は、この傍聴券を返還してください。

山武市長 椎名千収 印

### 【資料3】

#### (2) 協議・調整事項

##### ①山武市教育大綱の策定について

(九) 山武市教育大綱の策定について

※1 【大綱策定の考え方】は、文科省(26文科初第409号7月17日)の通知から抜粋したものです。

※2 法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律

#### i) 大綱策定の法的根拠等

●地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする事とした。

（法第1条の3第1項）

●地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする事とした。（法第1条の3第2項）

●地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない事とした。（法第1条の3第3項）

●法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとした。（法第1条の3第4項）

#### 【大綱策定の考え方】

ア) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

イ) 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。また、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることが考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

ウ) 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

エ) 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。

オ) 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。

ii) 策定方針（案）

●山武市教育振興基本計画をベースに策定する。

委す附目の育進市丸山

●大綱の期間は、平成 27 年度を始期、山武市教育振興基本計画の計画期間である平成 32 年度を終期とする。ただし、市総合計画や国県及び社会情勢の動向等を踏まえ適時改訂するものとする。

も育き心るやの思き人前、う種類のひ学

い>て人式J立自>計じ附>J老>式き来未

iii) 策定スケジュール（案）

- 第 1 回総合教育会議 大綱策定方針・参考例の提示及び協議 縣日本基 S
  - 第 2 回総合教育会議 大綱案の提示及び協議
  - 第 3 回総合教育会議 最終案の提示及び協議 (管縣の管年苗) い>て人の駐置限必候” ①
- 年度内 出の苗、う要重は景 大綱の公表 管年苗の具、せまひも依頼の、管年苗の、業費、  
、下ア和意のひとひま夫知役年の附着、ひまご来出  
こひせき付のじ、管年苗要必、こ附必のすじま要必付ひまひ、う附同を管年苗の撰や依  
あ依のけひ給休をの附ひ代役の附、>式おがれ式の理結果候おはせ盛を創、う思大はら  
ひ>と勤基の代るも手、J附年を管年苗のひ依限必世のこ、お会員委管年苗市丸山、せまひ  
、せまひのまア>じ言のまひきひ式ひえさ来科の置ひまひ、大附さ

“い>て人るや計じ附き来未、J到き立自” ②

管年苗管年、こえひわひてち主アJ立自が会附必ひまひのて全、お会員委管年苗市丸山  
き来未アJ附發き代るもせさ科を要、ひの置き附間人式体さの附臨の附、働・限コアまよ  
い附年式J重難を附人ウ附臨のひらひ人、式ま、せまじ知管を引由>計じ附>J老>式  
、せまじ附目か管年苗式J附置ら親取の親家、らひ>

“い>て人るを支き親取” ③

、お附ら附臨の附附、のてJら市和合、う中の附前高ウ必縣日人、おアのほひ市丸山  
、せまじは是應無必者大の附附話・親辦の会書親取の管理  
年自が親取式体附を附、せまじ縣臨を「い>て人おひ>じ親取」、お会員委管年苗市丸山  
の親取・対象・親家、うまごて管年支コにひ、Jに思大を特のち人、J親取の会書に附  
、せまじ重難を管年苗>置きひ臨

、せまじつ大置ら置せ限き親取一にアの両指本基興進管縣市丸山：限や依を  
、えま、ひの管、式ひて見お世無ひ科、せまじ附委は会書にひ、ひにひ管年苗基・勤基、代るもア  
、う親取と大附、うてじ附必を自ひまご、代附の管年苗>ア附難を即問>まひま、ひ既行既同の附附注  
に附年苗のひらひ、うまは、附、附間人式依費のちひまひを他親取心るやの思き人前  
、せまじ置らうの代るもは親取>ひら

## 山武市教育の目指す姿

。さで宝策コメー入き画指本基興進育進市瓦山●

競争 §1 教育理念 間限画指の画指本基興進育進市瓦山、間限を競争で争う。お間限の勝大●  
のささま指の制断たま部を争向達の袋計会がむ効果園の画指合器市、じ式式。さまを間限き

学びの感動と、**他人**を思いやる心を育み

。さまを

未来をたくましく切り拓く自立した人づくり

(案) バーエビマス宝策 (iii)

## 2 基本目標

器指の又示器の同き参・様式宝策階大

器指合器指回I器●

器指の又示器の案階大

器指合器指回S器●

### ① “幼少期重視の人づくり（**苗半作**の教育）”

農業に「苗半作」の**喩**があります。良い苗を育てる過程が最も重要で、苗の出来、不出来により、作柄の半分は決まるという意味です。

幼少期の教育も同様で、子どもが必要としている時に、必要な教育、しつけをすることが大切で、時を逸すれば効果が無いだけでなく、後の努力で補いきれないものがあります。山武市教育委員会は、この幼少期からの教育を重視し、生きる力の基礎づくりと捉え、子ども達の将来をより実り多いものにしてまいります。

### ② “自立を促し、未来を切り拓ける人づくり”

山武市教育委員会は、全ての子どもが社会で自立して生きていけるよう、義務教育終了までに知・徳・体の調和のとれた人間性を養い、夢を持ち生きる力を発揮して未来をたくましく切り拓く市民を育成します。また一人ひとりの個性や人権を尊重した学校づくりと、家庭や地域と連携した教育を目指します。

### ③ “地域を支える人づくり”

山武市においては、人口減少や高齢化の中で、合併市としての一体性の確保と併せ、既存の地域社会の維持・活性化に大きな課題があります。

山武市教育委員会は、「地域づくりは人づくり」と認識します。住み慣れた地域で自主的に社会に参加し、人との絆を大切にし、互いに支え合うことで、家庭・学校・地域に誇りを抱く教育を推進します。

§ 幼少期：山武市教育振興基本計画では3～8歳を幼少期と捉えています。

§ 生きる力：基礎・基本を身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断行動し、よりよく問題を解決する資質や能力のこと。自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、健やかな身体・体力など、たくましく生き抜いていく基盤となる力のことをさす。

### 1 幼少期からの教育を重視する

- ① 苗半作の教育
  - 幼少期における脳科学、精神医学、発達心理学の研修と普及
  - こども園化の促進による保育充実
  - 幼保こども園室との連携
- ② 子育てに関する学習機会の提供
  - 親や家庭の在り方について学ぶ講座の充実

### 2 社会の要請に応えられる人材を育成する

- ① 個と公をわきまえたたくましい人づくり
  - 読み聞かせ・読書活動の推進
  - キャリア教育 ⇒ 体験学習・ふれあい行事・人間学
  - 規範意識を養い豊かな心と健やかな体の育成 ⇒ 道徳・伝統文化・食育・体力運動能力
  - 特別なニーズに対応した教育の推進 ⇒ 特別支援教育・海外子女教育
  - 教育委員会機能の強化 ⇒ 現場への指導支援の充実
- ② 学力と学ぶ意欲の向上に必要な支援の充実
  - 確かな学力の習得
  - 海外派遣研修事業、国際交流事業
  - 奨学金貸付事業

### 3 地域全体で教育の向上に取り組む

- ① 家庭、各園、学校、地域の連携・協力を強化し、地域社会全体の教育力を高める
  - 教育情報の発信と課題共有 ⇒ 教育広報、教育懇談会の充実
  - 学校を核とした地域コミュニティの構築 ⇒ 中学校区毎の組織化と機能化
  - 市民協働・社会総がかり教育の推進 ⇒ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動の場づくり
- ② 豊かな地域づくりにつながる生涯学習社会の推進
  - 市民、地域の教育力向上 ⇒ 学習機会の提供・学習環境の整備
  - 学習成果の発表・活かす機会の充実 ⇒ 地域活動の支援

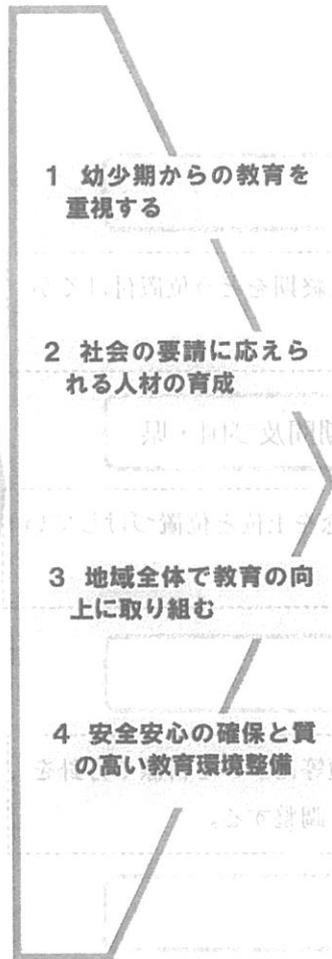
### 4 安全安心の確保と質の高い教育環境を整備する

- ① 市内校の格差是正
  - 均衡ある施設整備、教員研修の充実と指導力向上
  - 統廃合や学区(園区)再編の検討協議
  - 幼小連携の推進
  - 小中一貫教育・学校運営協議会制度(コミュニティスクール)の検討と研究
  - 学校図書室の整備
- ② 学校を元気づける指導室の機能の充実
  - 学校(こども園・幼稚園)の支援
  - 実効的な指導業務の推進
  - 情報発信の支援



教育理念

学びの感動と、他人を思いやる心を育み  
未来をたくましく切り拓く自立した人づくり



**■幼児教育保育・学校教育の分野**

**1. 確かな学力を育む教育の推進**

**2. 豊かな心と健康でたくましい体を育む保育・教育の推進**

**3. 子・保護者・地域に信頼されるこども園・幼稚園・学校づくりの推進**

**■生涯学習の分野**

**4. 人と人がつながり、生き生きとした地域社会を創る生涯学習活動の推進**

**5. 生きる喜びや感動をもたらす文化の振興**

**6. 家庭や地域など、社会全体で支え合う青少年健全育成の推進**

**■スポーツ振興の分野**

**7. 誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現**

**■教育行政の分野**

**8. 教育行政の効率化と効果的な運営**

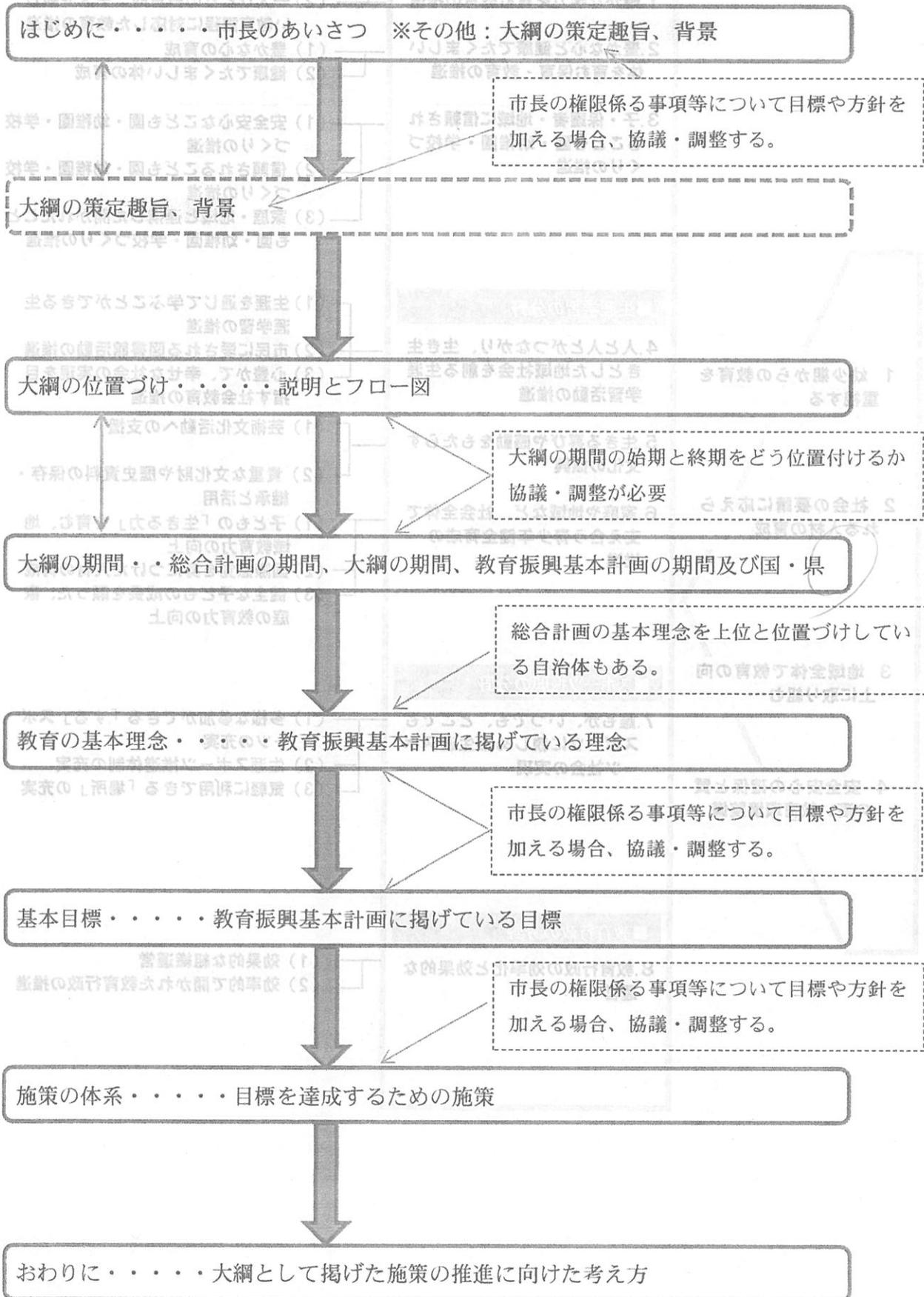
- (1) 子どもたちが自信を持てる学習指導の充実
- (2) 一人ひとりの教育的ニーズや新しい教育課程に対応した教育の推進
- (1) 豊かな心の育成
- (2) 健康でたくましい体の育成
- (1) 安全安心なこども園・幼稚園・学校づくりの推進
- (2) 信頼されるこども園・幼稚園・学校づくりの推進
- (3) 家庭・地域と連携した開かれたこども園・幼稚園・学校づくりの推進
- (1) 生涯を通じて学ぶことができる生涯学習の推進
- (2) 市民に愛される図書館活動の推進
- (3) 心豊かで、幸せな社会の実現を目指す社会教育の推進
- (1) 芸術文化活動への支援
- (2) 貴重な文化財や歴史資料の保存・継承と活用
- (1) 子どもの「生きる力」を育む、地域教育力の向上
- (2) 国際感覚を身につけた人材の育成
- (3) 健全な子どもの成長を願った、家庭の教育力の向上
- (1) 多様な参加ができる「する」スポーツの充実
- (2) 生涯スポーツ推進体制の充実
- (3) 気軽に利用できる「場所」の充実
- (1) 効果的な組織運営
- (2) 効率的で開かれた教育行政の推進

# 教育大綱の骨子 (案)

(6) 策定趣旨

(4) 策定趣旨

※策定済み自治体のパターン【教育振興基本計画をベース】



未来を担う若し、自ら学び、自ら育ち、自ら進んでいく人々を育てることを目指す。

参考例

アハにコ宝味の隣大 章 1 策

言戯と景背の宝策隣大育殊 1

むと置むの隣大 2

間棋の隣大 3

姿を計目の育殊市短山 章 2 策

# 山武市教育大綱

全野育殊 1

日本基 2

策知いしやるも数計ち志野育殊 3

策知いしやるも数計ち志野育殊 4

(山武市教育振興基本計画)

系科並掛の策殊 章 3 策

～学びの感動と、他人を思いやる心を育み  
未来をたくましく切り拓く自立した人づくり～

章 4 策

平成 27 年 月  
山 武 市  
山武市教育委員会

## 第1章 大綱の制定について

目次

1 教育大綱策定の背景と趣旨

2 大綱の位置づけ

3 大綱の期間

## 第2章 山武市教育の目指す姿

1 教育理念

2 基本目標

3 教育理念を推進する4つの政策

4 課題を解決するため重点的に行う施策

## 第3章 施策の推進体系

## 第4章 施策の推進に向けて

山武市教育委員会

1 教育大綱策定の趣旨

教育大綱（以下「大綱」という。）は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第1条の3に規定されるもので、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。なお、地方教育行政法第1条の4第1項に基づき設置した「山武市総合教育会議」において協議・調整をした上で、大綱を策定するものです。

2 大綱の位置づけ

大綱は、山武市の教育が目指す基本的な方向や推進すべき施策を明らかにするものであり、山武市の教育振興に関する基本的な方針及び講ずべき施策について定めた「山武市教育振興基本計画」（平成23年4月策定）の骨子となる部分をもって大綱として定めるものです。

3 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、平成27年度を始期、山武市教育振興基本計画の計画期間である平成32年度を終期としますが、本市の総合計画や国県及び社会情勢の動向等を踏まえ、適時改訂するものとします。

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
市	山武市総合計画（10年間）												
	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）							
								山武市教育大綱（6年間）					
				山武市教育振興基本計画（10年間）									
県								第2期千葉県教育振興基本計画（5年間）					
国						第2期教育振興基本計画（5年間）							



【資料 4】

②市立小中学校の規模適正化・適正配置について

教育委員会では、学校のあり方検討委員会からの答申（平成 26 年 3 月）を踏まえ、「山武市立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針」【素案】（平成 27 年 2 月）を策定しました。

策定後は、学校のあり方検討委員会や検討委員会設置要綱に基づく地域別協議会（4 地域）を開催し方針内容を説明、その後、3 月 7、8、15 日の 3 日間で市民や保護者を対象に「意見を聴く会」を中学校区単位（6 中学校区：6 会場）で開催しました。

「意見を聴く会」では、「いつ頃統合するのか、優先順位はどうなるのか、学校はどこを使うのか」といった年次計画に関する意見、スクールバス等の通学環境に関する意見のほか、災害時における避難場所（学校施設）に関する考え方、学校と地域コミュニティの関わりあいに関する考え方、人口増等の市施策に関する考え方などの意見が出されました。

特に各会場で意見の多かった、統合時期に関する年次計画、統合の優先順位などの方向性については、新市建設計画や財政計画との整合を図り、決定する必要があります。また、廃校となる学校の避難所施設の位置づけ、地域コミュニティ施設としての位置づけなど、教育委員会で判断できない事案についても市長部局（関係課）と協議・調整を図る必要があります。

なお、今後のスケジュールとしては、市長部局との協議・調整後、年次計画と優先順位等を盛り込んだ適正配置計画を 12 月頃までに作成し、年明けの 2 月～3 月に保護者や市民の方々にお示しする予定で考えています。

【市長部局との課題・検討事項】

ア) 新市建設計画及び財政計画の見直しに係る調整

学校の規模適正化・適正配置を進めていくうえで、校舎建て替え等の予算の位置づけが必要であり、新市建設計画及び財政計画の見直しとあわせて検討する必要がある。

イ) 災害時における避難場所の位置づけ

現在、市内小中学校 19 校の全てが避難場所として位置づけられている。統合により学校が廃校となった場合、その地域の避難場所施設をどう考えるか、方向性を決める必要がある。

ウ) 廃校となる学校施設の跡地利用

地域コミュニティとして有効活用等の要望がある場合は、地域住民と十分協議する必要があるが、計画的・効率的な行財政運営を行ううえで、市の政策を踏まえて整理する必要がある。

エ) まちづくりの視点

後期基本計画の基本事業で「魅力あるまちづくりによる定住促進」、「目指す姿として「市地域全体が有機的に結びつき、賑わい豊かで、活力あるまちづくりがなされます。」と掲げられています。学校の規模適正化・適正配置を進めていくにあたり、地域コミュニティの中心である学校がまちづくりの各施策にどのような影響を及ぼすのか整理する必要がある。

オ) こども園整備との調整と学童の取り扱い

統合に伴う学校配置とこども園整備（建て替え場所等）の考え方や学童の取り扱いについて検討する必要がある。

※今後、総合教育会議で山武市としての統一した小中学校の規模適正化・適正配置の考え方、方向性について協議していきます。

○山武市立小学校別、児童数・学級数の推移

平成27年5月1日現在

学校名	平成26年度										平成27年度										平成33年度										比較						
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計									
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数							
成東小学校	69	54	57	62	66	59	367	51	62	55	57	62	67	354	53	52	65	57	51	56	334	児童数	53	52	65	57	51	56	334	学級数	2	2	2	2	2	2	12
大富小学校	21	15	18	21	19	18	112	13	21	14	17	21	19	105	13	12	11	16	9	14	75	児童数	13	12	11	16	9	14	75	学級数	1	1	1	1	1	1	6
成東中学校区計	90	69	75	83	85	77	479	64	83	69	74	83	86	459	66	64	76	73	60	70	409	児童数	66	64	76	73	60	70	409	学級数	3	3	3	3	3	3	18
南郷小学校	42	42	31	31	46	50	242	33	41	42	31	31	46	224	19	3	23	26	46	28	175	児童数	19	3	23	26	46	28	175	学級数	1	1	1	1	2	1	7
緑海小学校	37	23	26	30	31	29	176	21	37	23	26	31	31	169	24	20	26	20	30	22	142	児童数	24	20	26	20	30	22	142	学級数	1	1	1	1	1	1	6
鳴浜小学校	24	31	22	22	26	25	150	18	24	31	21	21	26	141	16	20	15	22	23	31	127	児童数	16	20	15	22	23	31	127	学級数	1	1	1	1	1	1	6
成東中学校区計	103	96	79	83	104	104	568	72	102	96	78	83	103	534	59	73	64	68	99	81	444	児童数	59	73	64	68	99	81	444	学級数	3	5	4	3	3	4	22
睡間小学校	38	47	34	40	50	43	252	44	37	48	34	41	52	256	18	21	26	37	33	36	171	児童数	18	21	26	37	33	36	171	学級数	1	1	1	1	1	1	6
山武北小学校	27	26	18	29	19	22	141	22	27	27	18	29	19	142	10	15	16	21	18	19	99	児童数	10	15	16	21	18	19	99	学級数	1	1	1	1	1	1	6
山武中学校区計	65	73	52	69	69	65	393	66	64	75	52	70	71	398	28	36	42	58	51	55	270	児童数	28	36	42	58	51	55	270	学級数	2	2	2	2	2	2	12
日向小学校	21	29	33	33	42	37	195	37	21	30	33	33	40	194	30	29	13	32	25	31	160	児童数	30	29	13	32	25	31	160	学級数	1	1	1	1	1	1	6
山武西小学校	16	12	15	17	21	20	101	13	15	12	14	16	20	90	9	9	7	10	19	17	71	児童数	9	9	7	10	19	17	71	学級数	1	1	1	1	1	1	5
山武南中学校区計	37	41	48	50	63	57	296	50	36	42	47	49	60	284	39	38	20	42	44	48	231	児童数	39	38	20	42	44	48	231	学級数	2	2	2	2	2	2	11
蓮沼小学校	27	31	29	38	29	32	186	20	27	31	29	39	28	174	17	29	19	23	23	28	139	児童数	17	29	19	23	23	28	139	学級数	1	1	1	1	1	1	6
蓮沼中学校区計	27	31	29	38	29	32	186	20	27	31	29	39	28	174	17	29	19	23	23	28	139	児童数	17	29	19	23	23	28	139	学級数	1	1	1	1	1	1	6
豊岡小学校	7	8	5	9	11	9	49	7	7	8	5	9	11	47	6	5	5	7	5	11	39	児童数	6	5	5	7	5	11	39	学級数	1	1	1	1	1	1	4
大平小学校	37	18	26	30	25	35	171	21	38	18	27	30	26	160	25	20	21	25	24	24	139	児童数	25	20	21	25	24	24	139	学級数	1	1	1	1	1	1	6
松尾小学校	40	35	32	44	42	31	224	42	40	35	33	43	42	235	21	29	29	26	30	31	166	児童数	21	29	29	26	30	31	166	学級数	1	1	1	1	1	1	6
松尾中学校区計	84	61	63	83	78	75	444	70	85	61	65	82	79	442	52	54	55	58	59	66	344	児童数	52	54	55	58	59	66	344	学級数	3	2	2	2	2	3	16
合計	406	371	346	406	427	410	2,366	342	397	374	345	406	427	2,291	261	294	276	322	336	348	1,837	児童数	261	294	276	322	336	348	1,837	学級数	19	16	14	16	18	16	99

児童数  
学級数

○山武市立中学校別、生徒数、学級数の推移

(H26.3)

平成27年5月1日現在

学校名	平成26年度				平成27年度				平成33年度				比較	H26→H27 生徒数 増減率(%)	H27→H33 生徒数 増減率(%)			
	中1		中2		中1		中2		中1		中2					中3		合計
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数				生徒数	学級数	
成東中	59	2	90	3	60	3	75	3	64	2	83	2	69	2	216	9	▲10	
成東東中	133	4	128	4	134	4	102	3	72	2	102	3	96	3	270	▲4.1	▲4.4	
山武中	83	3	81	3	84	3	61	2	66	2	64	2	75	2	205	▲14	▲95	
山武南中	66	2	89	3	66	2	75	3	50	2	36	1	42	2	128	▲3.7	▲26.0	
蓮沼中	28	1	25	1	28	1	28	1	20	1	27	1	31	1	78	▲9	▲20	
松尾中	74	3	80	3	73	2	72	2	70	2	85	3	61	2	216	▲3.8	▲8.9	
合計	443	15	493	17	445	14	413	14	342	11	397	13	374	12	1,113	▲20	▲103	
	15	4	16	4	14	3	14	3	11	1	13	1	12	1	36	▲8.0	▲44.6	
	44	2	44	2	26	1	28	1	20	1	27	1	31	1	78	▲15	▲4	
	98	3	98	3	80	2	82	2	85	2	85	3	61	2	216	▲15.5	▲4.9	
	494	16	494	16	496	14	496	14	397	11	397	13	374	12	1,113	▲27	▲9	
	1,430	48	1,430	48	1,354	45	1,354	45	1,113	36	1,113	36	1,113	36	3,660	▲10.7	▲4.0	
	48	4	48	4	17	3	17	3	14	1	17	1	12	1	36	▲76	▲241	
	97	4	97	4	82	3	82	3	82	3	82	3	78	3	241	▲5.3	▲17.8	

学校名	平成39年度				比較	H27→H39 生徒数 増減率(%)	
	中1		中2				合計
	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
成東中	66	2	64	2	▲20	▲8.8	
成東東中	59	2	73	2	▲169	▲46.3	
山武中	28	1	36	2	▲119	▲52.9	
山武南中	39	1	38	1	▲134	▲58.0	
蓮沼中	17	1	29	1	▲17	▲20.7	
松尾中	52	2	54	2	▲64	▲28.4	
合計	261	9	294	10	▲523	▲38.6	

山武市立中学校の増減率(注)・増減率(注)に關するコメント(注)



### ③その他

第2回山武市総合教育会議について

●開催時期 8月

●協議事項

- ・大綱案について
- ・今後の課題について

